

質 疑 応 答 書

業務名

平和大通り公園（仮称）の整備等に係る民間事業者の公募・選定支援業務

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	基本仕様書 1 頁「2 業務概要」及び「4 業務範囲」	<p>①本事業の実現に向け、都市公園として位置付け、道路と都市公園の効用を兼ねる区域とされる範囲は、基本仕様書「4 業務範囲」に示される「三川町交差点から白神社前交差点」の区間の緑地部分のみという認識でよいでしょうか。可能であれば、都市公園として位置付ける区域の想定範囲を図示願います。</p>	<p>令和4年3月に策定した「平和大通りの利活用のための基本計画」に基づき、中区内の平和大通りの車道・歩道を除いた緑地部分について、都市公園（平和大通り公園（仮称））としても位置付け、道路と都市公園の効用を兼ねる区域とすることとしています。</p> <p>公募時点では、この区域のうち、民間活力の導入を前提として、飲食・物販施設等の公募対象公園施設の設置と交流広場等の特定公園施設の整備を一体的に委ねる公募設置管理制度（Park-PFI）及び交流広場等の公園施設の管理・運営を委ねる指定管理者制度の活用を念頭に、設計・整備から管理・運営までを一つの民間事業者（又はグループ）に委ねることを想定しているのが、三川町交差点から白神社前交差点までの範囲であり、本業務の業務範囲として想定しています。</p> <p>仕様書別紙において、平和大通りのうち都市公園としても位置付ける範囲が緑色と赤色に着色した部分であり、本業務の業務範囲として想定しているのが赤色に着色した部分です。</p>

2	基本仕様書2 頁「5 業務 内容」	②基本仕様書「5（5）提案書の審査支援」に記載の「公募・選定委員会」と、同「5（6）広島市公共施設整備等事業者選定審議会」は同じ組織を指すと考えてよいでしょうか。	公募時点では、お見込みのとおり、(5)記載の「公募・選定委員会」と(6)記載の「広島市公共施設整備等事業者選定審議会」は同一のものとするを想定しています。
3	説明書3頁 「6 審査」	③提案書に関するプレゼンテーションの実施は想定されていますでしょうか。	提案書の審査に当たり、いわゆるプレゼンテーションの実施は想定していません。

(注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなします。質問は原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断した箇所については、一部修正しています。